

2

敷地内の通路

整備の基本的な考え方

- 道路から建築物の主要な出入口に至る敷地内の通路は、誰もが目的の施設を安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- 敷地内の通路は、非常時における避難移動にも十分対応できるように安全な通路として整備する。
- 敷地内の通路は、歩車道の分離に極力配慮し、やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合は、見通しを良くするなど、危険を回避する。また、必要に応じて視覚障害者が認知しやすい色の手すりや触知図等の設置を検討するなど、視覚障害者の安全かつ円滑な利用に配慮する。
- 整備基準は、（１）施設利用者が利用する全ての敷地内の通路、（２）移動等円滑化経路内の敷地内の通路、（３）小規模施設等の移動等円滑化経路内の敷地内の通路のそれぞれについて定めている。

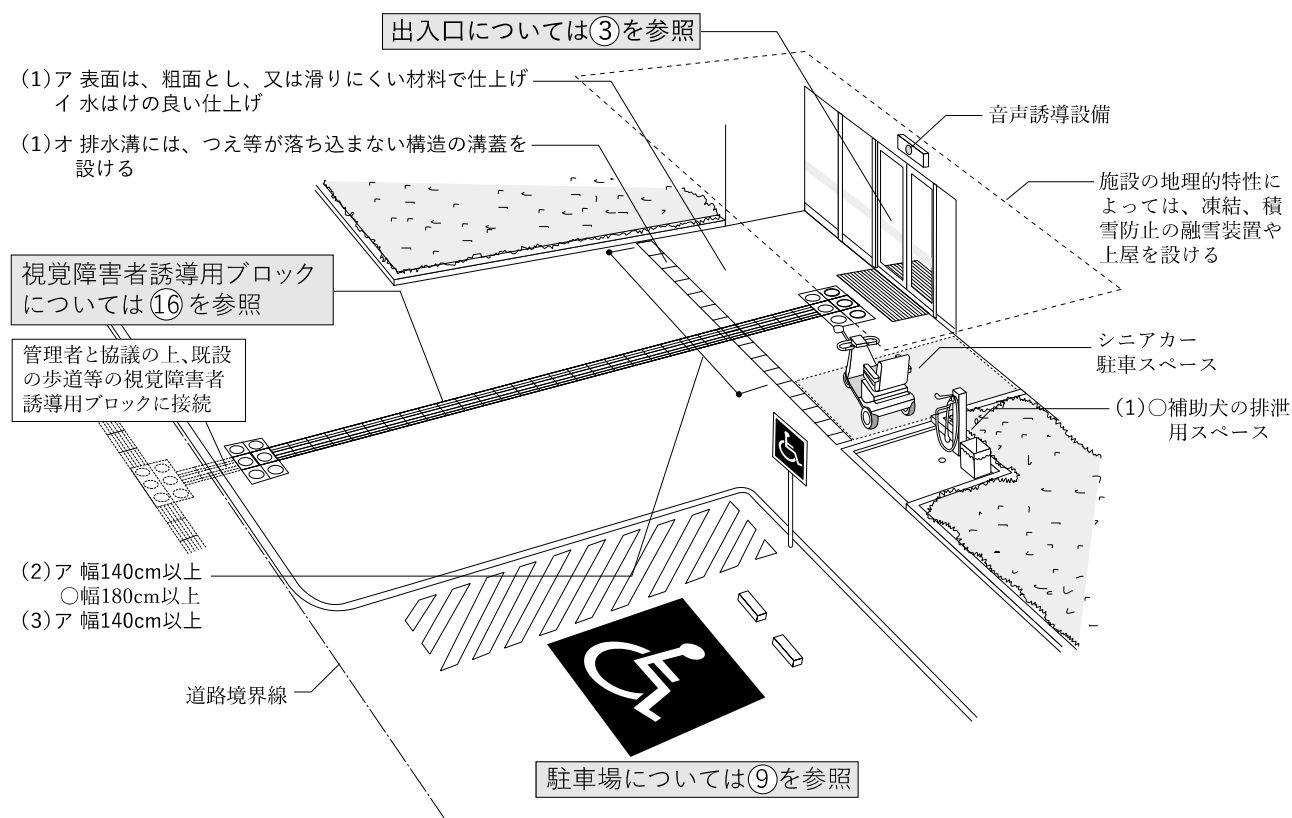
整備基準		解 説	望ましい水準
（１）利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。		●（１）の整備基準は、施設利用者が利用する全ての敷地内の通路に適用される。 →図「□敷地内の通路の整備例」（48 頁）を参照	○必要に応じて手すりを設ける。 ○補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）利用者への配慮として、補助犬の排泄スペース、出入口の幅に配慮する。
ア 路面の仕上げ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ●車椅子では移動が困難となる砂利敷きや石畳の採用を避ける必要がある。やむを得ずそのような通路を設ける場合は、迂回路を設ける。また、レンガあるいはタイル敷き等は、目地幅をできる限り小さくし、路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないよう施工や管理を行う。	
イ 路面の水はけ	水はけの良い仕上げとすること。		
ウ 段	段がある部分は、次に定める構造とすること。	●高さ 2cm を超えるものを段という。	
（ア）手すりの設置	手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。	●手すりは、右半身麻痺、左半身麻痺等の肢体不自由者の利用を考慮し、階段の両側に連続して設けることを基本とし、構造上困難な場合は、片側に連続して設けること。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2 段の場合は、上段 75～85cm 程度、下段 60～65cm 程度とし、1 段の場合は、75～85cm 程度とすること。 ●原則として、断面を円形（直径 3～4cm 程度）か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを 4～5cm 程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 ●「点字その他の案内設備」とは、点字のほか、音声案内等をいう。 ●手すりの点字その他の案内設備においては、現在位置や行き先、上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とする。 ●点字の表示方法等は、JIS T 0921 参照 ●点字は、はがれにくいものとする。 ●点字だけでは、情報を読み取れる視覚障害者は少ないとされているため、読みやすいデザインや文字を浮き彫りにしたり、音声案内装置を付加すること。	○手すりは、両側に連続して設置する。 ○手すりは、冷たく感じないようゴムを巻き付けるなど工夫をする。

整備基準		解 説	望ましい水準
(イ) 段の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。	●踏面とその端部との色の差を大きくして、段鼻を明確にすること。	
(ウ) 段の構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	●同一階段は、同一蹴上げ・踏面寸法とすること。 ●段鼻は、踏面及び蹴込板の面とそろえてつまずきにくい構造とすること。	○蹴込み 2cm 以下 ○蹴上げ 16cm 以下 ○踏面 30cm 以上
(エ) 蹴込板	蹴込板を設けること。	●蹴込板は、つえや足の落ち込みを防止するために必ず設けること。	
エ 傾斜路	傾斜路は、次に定める構造とすること。	●勾配が 1/50 を超えるものを傾斜路という。	○義足使用者や片麻痺者は階段の方が昇降しやすい場合もあるため、傾斜路と緩勾配の手すり付の段を併設する。
(ア) 手すりの設置	勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある場合には、手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。	●手すりは、右半身麻痺、左半身麻痺等の肢体不自由者の利用を考慮し、傾斜路の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に設け、連続性のあるものとする。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2 段の場合は、上段 75～85cm 程度、下段 60～65cm 程度とし、1 段の場合は、75～85cm 程度とすること。 ●原則として、断面を円形（直径 3～4cm 程度）か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを 4～5cm 程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 →「点字その他の案内設備」に関しては(1)ウ(ア)の解説（44 頁）を参照	○両側に連続して設置する。 ○手すりは、冷たく感じないようゴムを巻き付けるなど工夫をする。
(イ) 傾斜路の識別	傾斜路の前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。	●傾斜路とその前後や踊場との色の差を大きくして、傾斜路の区間を明確にすること。	
オ 排水溝の溝蓋	排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。	→図「■排水溝等に車椅子の前輪が落下しない配慮」（48 頁）を参照	
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路（(3)に該当するものを除く。）は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。		●この基準は、移動等円滑化経路内の敷地内の通路に適用される。 →「移動等円滑化経路」：1 移動等円滑化経路（40 頁）を参照	
ア 幅	幅は、140cm 以上とすること。	→図「■通路の幅」及び表「■主要寸法の考え方」（48 頁）を参照	○幅 180cm 以上
イ 戸	戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。		
(ア) 幅	出入口の幅は、90cm 以上とすること。	→表「■主要寸法の考え方」（48 頁）を参照 ●フランス落とし等の車椅子使用者が単独で開けることのできない金具で固定された戸の部分は、幅に含まない。また、建具を開放したときに、戸の厚みや把手の飛び出し等を考慮し、実際に通過できる幅を指す。	○幅 120cm 以上

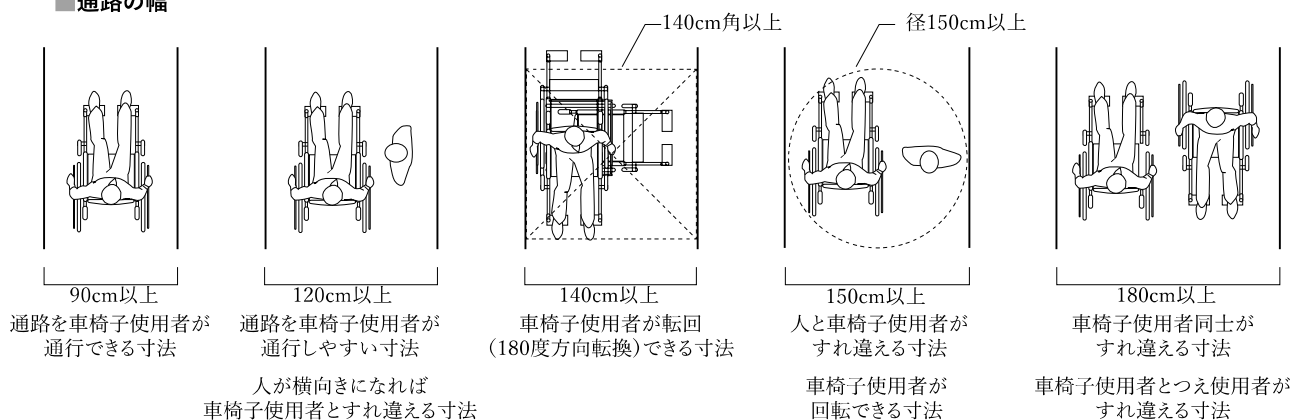
整備基準		解 説	望ましい水準
(イ) 戸の構造	自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	●段差のある敷居や溝は設けないこと。 ●ドアチェックは、ゆるやかに作動し、操作の軽いものとする。 ●ドアハンドルは、車椅子使用者や子どもにも使いやすい高さに設けること。また、円形のもの（握り玉タイプ）は上肢や手に障害のある人が使いにくいことを避けること。 ●手動ドアは、指つめ防止に配慮すること。	
ウ 傾斜路	傾斜路は、次に定める構造とすること。	→図「□移動円滑化経路を構成する敷地内の経路の整備例」（49 頁）を参照	
(ア) 幅	幅は、段に代わるものにあつては 140cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。	→表「■主要寸法の考え方」（48 頁）を参照	○幅 150cm 以上 ○階段に併設する場合は、幅 120cm 以上
(イ) 縦断勾配	勾配は、15 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 20cm 以下のものにあつては、12 分の 1 を超えないこと。	●車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには、相当の体力を必要とし、下降する場合も腕にかかる負担は大きいため、勾配はできる限り緩くする必要がある。 ●車椅子使用者の通行を妨げないよう、進行方向以外の側面へ傾斜させないこと。 ●横断勾配は 1/50 以下とすること。	
(ウ) 踊場	高さが 60cm を超えるもの（勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。）にあつては、高さ 60cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けることとし、踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。	●斜路行程が長い場合や、方向が途中で変わる箇所は、車椅子使用者が体勢を立て直したり、回転できるよう、途中で踏幅が 150cm 以上の平坦なスペースを設けること。 ●踊場には出入口がある等の特殊な形状の場合を除き、手すりを連続して設けること。	
(エ) 転落防止措置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	●転落の危険性を考慮して、車椅子のキャスター等が落ちこまないように 5cm 以上の立ち上がり（バンプ）を設けること。	
(オ) 傾斜路の前後のスペース	傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	●水勾配（1/50 以下）は平坦とみなす。 ●通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、車椅子が回転できる踏幅 150 cm 程度の平坦なスペースを設ける。	
(3) 別表第 1 の 8 ((5) の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が 300 m ² 未満の同表の 3 ((2) の施設に限る。)及び 8 ((6) から (11) までの施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が 500 m ² 未満の同表の 11 ((4) の施設に限る。)に掲げる公共的施設（以下これらを「小規模施設」という。）並びにその他の公共的施設で指定施設に該当しないもの（以下「その他の非該当施設」という。）の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1) の規定によるほか、次に定める構造とすること。		《左欄記載施設》「小規模施設」 ◆「別表第 1 の 8 ((5) の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：コンビニエンスストア ◆「用途面積が 300 m²未満の同表の 3 ((2) の施設に限る。)及び 8 ((6) から (11) までの施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積 300 m²未満の診療所（患者の入院施設がないもの）、薬局、物販店舗、飲食店、キャバレー等、サービス業店舗、学習塾等 ◆「用途面積が 500 m²未満の同表の 11 ((4) の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積 500 m²未満の劇場等 ●この基準は、小規模施設等の移動等円滑化経路内の敷地内の通路に適用される。	
ア 幅	幅は、140cm 以上とすること。	→ (2) ア 参照	
イ 戸	戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。		
(ア) 幅	出入口の幅は、90cm 以上とすること。	→ (2) イ (ア) 参照	

整備基準		解 説	望ましい水準
(イ) 戸の構造	自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その後高低差がないこと。	→ (2) イ (イ) 参照	
ウ 傾斜路	傾斜路は、次に定める構造とすること。	→ 図「□移動円滑化経路を構成する敷地内の経路の整備例」(49 頁) 参照	
(ア) 幅	幅は、段に代わるものにあっては 120cm 以上、段に併設するものにあっては 90cm 以上とすること。	→ 表「■主要寸法の考え方」(48 頁) を参照	○幅 150cm 以上 ○階段に併設する場合は、幅 120cm 以上
(イ) 縦断勾配	勾配は、12 分の 1 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあっては、8 分の 1 を超えないこと。	→ (2) ウ (イ) 参照	○縦断勾配 1/15 以下
(ウ) 踊場	高さが 75cm を超えるもの(勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。)にあっては、高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けることとし、当該踊場には、構造上やむを得ない場合を除き、傾斜がある部分と連続して手すりを設けること。	→ (2) ウ (ウ) 参照	
(エ) 転落防止措置	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	→ (2) ウ (エ) 参照	
(オ) 傾斜路の前後のスペース	傾斜路の前後には、車椅子使用者が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	→ (2) ウ (オ) 参照	
(4) 1 の (1) のア及びエに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により (2) 又は (3) の規定によることが困難である場合における 1、(2) 及び (3)、3、4 の (2)、6 の (2) 及び (3) 並びに 7 ((4) を除く。) の規定の適用については、1 の (1) のア及びエ中「道等」とあるのは、「当該公共的施設の車寄せ」とする。		●「地形の特殊性」とは、急傾斜地等による地形をいう。例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、障害者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、バスあるいはタクシー等が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までを敷地内の通路の基準に適合させればよい。	

敷地内の通路の整備例



■通路の幅



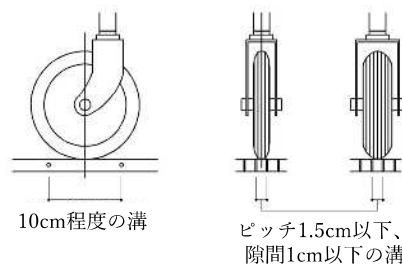
■主要寸法の考え方

寸法	意味
80cm	車椅子使用者が通過できる寸法
90cm	車椅子使用者が通過しやすい寸法 通路を車椅子使用者が通行できる寸法
120cm	通路を車椅子使用者が通行しやすい寸法 人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違える寸法 つえ使用者が円滑に通過できる寸法
140cm	車椅子使用者が転回(180度方向転換)できる寸法 つえ使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
150cm	車椅子使用者が回転できる寸法 人と車椅子使用者がすれ違える寸法
180cm	車椅子使用者が回転しやすい寸法 車椅子使用者同士がすれ違える寸法

資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p7を加工して作成

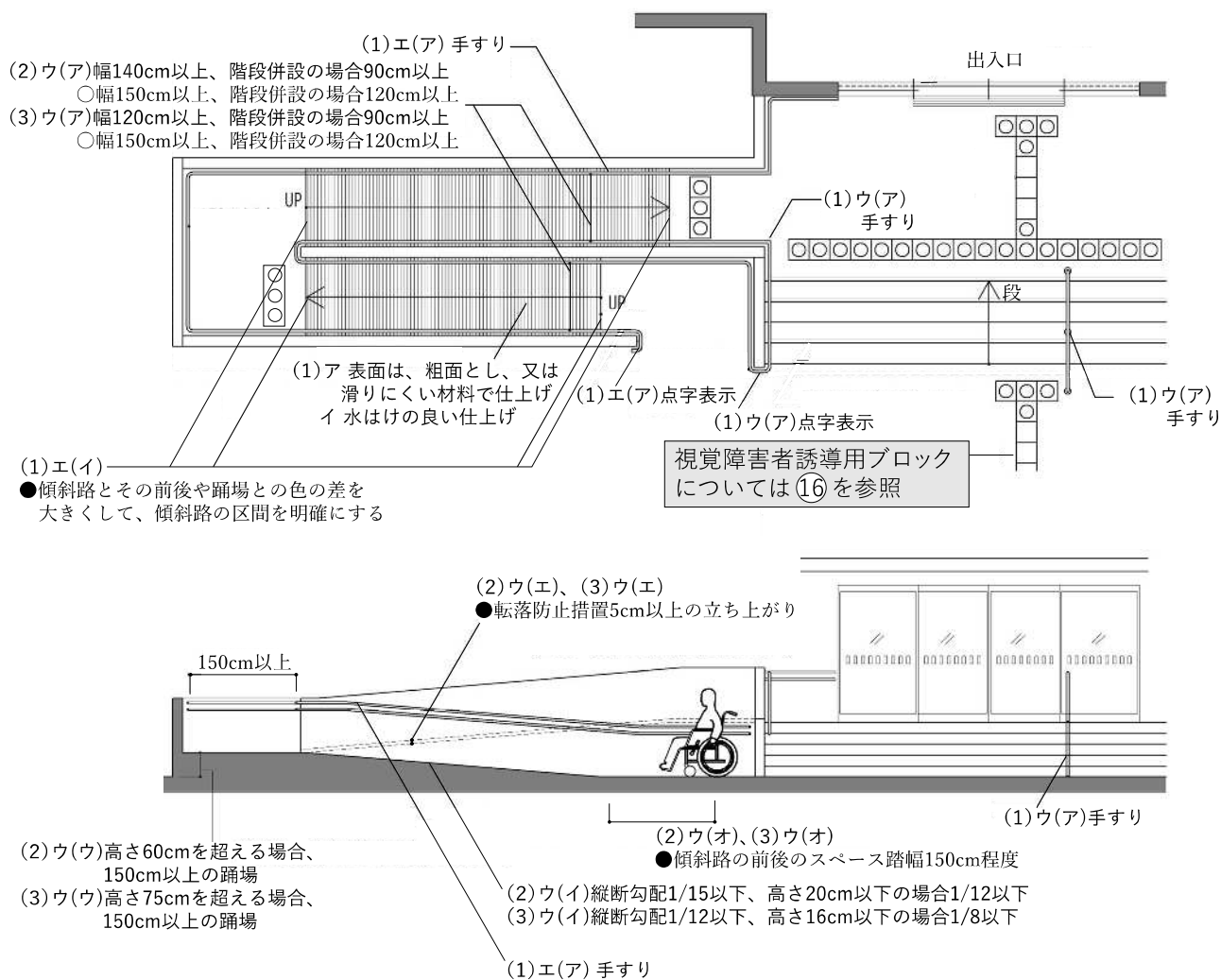
■排水溝等に車椅子の前輪が落下しない配慮

車椅子前輪の大きさ 手動車椅子 電動車椅子



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7[2025]年5月）」（国土交通省）p33を加工して作成

□移動円滑化経路を構成する敷地内の経路の整備例



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p34を加工して作成